

このコースのはじめに

1. このコースの目的

このコースは、「職場で作業する作業員を直接指導、または、監督する監督者（職長）」を対象とした安全衛生管理コースです。

労働安全衛生法でいえば第60条に該当する「職長」の方々が対象となります。

「職長は安全衛生活動のキーマン（Key Man）でなければならない」という言葉があります。このキーマンという言葉は外来語です。欧米においても、わが国においても監督者（職長）が安全衛生活動の鍵を握る人であることを意味しています。

この鍵を握るとは、「監督者が安全衛生管理について理解しており、実行力があるか、否か」を指し、「安全衛生上の問題を解く力があるか、否か」ということをいっています。

このコースは、新たに職位につく監督者のみならず、在職中の監督者の方にも役立つように、まとめられています。

2. コースの内容

この監督者のための安全衛生管理コースでは、労働安全衛生規則（以下安衛則）第40条で示されている教育の内容が盛り込まれています。

それらは、次に掲げる事項です。

- (1) 作業方法の決定と労働者の配置
 1. 作業手順の定め方
 2. 作業方法の改善
 3. 労働者の適正な配置の方法

- (2) 労働者に対する指導又は監督の方法
 - 1. 指導及び教育の方法
 - 2. 作業中における監督及び指示の方法
- (3) 作業設備と作業場所の保守管理
 - 1. 作業設備の安全化及び環境の改善の方法
 - 2. 環境条件の保持
 - 3. 安全又は衛生のための点検の方法
- (4) 異常時等の措置
 - 1. 異常時における措置
 - 2. 災害発生時における措置
- (5) その他現場監督者として行なうべき労働災害防止活動
 - 1. 労働災害防止についての関心の保持
 - 2. 労働災害防止についての労働者の創意工夫を引き出す方法

このコースではこれらの内容を次頁に示すように四つの巻にまとめてあります。

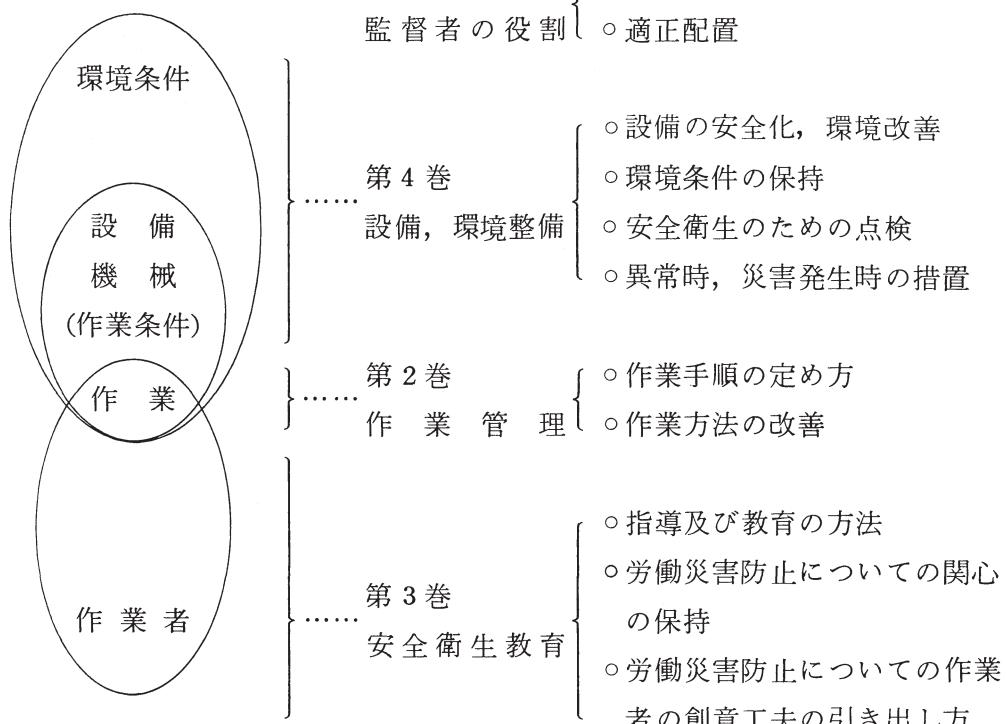
この図は、作業を構成する要素を図解したものであり、今後各巻で使われます。



〈作業を構成する要素〉

〈テキストの構成〉

〈安衛則第40条の内容〉



最近のようなめまぐるしい生産技術の進歩に対応する作業管理のあり方は、最も重要度が高い課題であるために第2巻でまとめて説明します。

また、現場においては作業管理に対応する教育も重要な課題です。そのため、第3巻で教育について幅広く説明します。

K Y T (危険予知訓練) や指差呼称、個々の安全宣言、ヒヤリ報告、トリム運動など数多くの安全衛生活動が各事業所で行なわれていますが、これらは安全衛生教育の側面からみれば、学習方法の一つとしてあげられるものです。第3巻では、これらを教育、訓練面から捉え、「どうしたら効果的な活動ができるか」を学習します。

3. 作業構造の多様化に対応した安全衛生 管理

(1) 作業構造の多様化と問題点

生産技術の進歩により、作業手段が装置化、M E 化、I T 化し、作業構造も多様化してきました。

このことは、安全衛生管理にもすぐ影響します。これにより、不安全行動、不安全状態の起因も、たとえば次のようなさまざまな形となって現われてきます。

- 設備、機械の構造、機能、性能が複雑で高度なため、十分理解せずに操作したり、トラブル処理が十分にできなくなり、不安感がつのる。
- 生産方法が装置化、自動化、M E 化してくると作業者一人ひとりの作業の割当範囲（作業スパン）が広くなる。
- 1人で 20～30 m のコンベアを監視しなければならない。
- 自動機械を1人で3台程度扱わなければならない。
- ターンテーブル作業で自動化した組立作業（アッセンブルの四～六つ）の監視をしなければならない。

こうした変化のなかで、作業内容は従来の手作業的な運動能力を対象とした作業から、知的作業に変わってきています。この結果、従来、あまりなかった見落し、判断ミス、操作ミスの発生が不安全行動につながり、従来型の不安全行動だけでなく、これらの新しい不安全行動に対応した安全衛生管理をしなければならなくなりました。

これらの問題については、第2巻の不安全行動の分析とその結果をもとにした対応策としての施設、設備の改善、ならびに安全衛生教育、訓練方法の見直し、工夫などとともに第3巻以降で詳しく学習します。

(2) 雇用対象の複雑化と高齢化

前述したように、生産技術の進歩によって装置化、自動化が進んだため、作業人員が少ない人員で賄（まかな）えるようになりました。いいかえれば、新規の採用者が少なくなるため、職場の平均年令は高くならざるを得なくなり、いわゆる高齢化が進みます。

一方、パートタイマーや季節労働者の採用などによってさまざまな能力を保有する人達が作業者となって職場に配属されてきており、これらの作業者自体が高齢化していることも高齢化の原因となっています。

こうした高齢化のために、労働能力面からみても、中高年者に対する安全衛生上の配慮が必要になります。労働能力面からみて、不安全行動の要因となるものについて、次にいくつかの例をあげておきます。

- 聴力、視力が減退し、感受性が弱くなる。
- 忘却（ど忘れ）しやすくなり、指示命令を忘れたり、作業の急所を思い出せなかったりする。
- 自動化した設備・機械のしくみがなかなか呑み込めない。
- 身体のバランスをとる平衡感覚や機能が減退し、少しの無理でも姿勢をくずし、不安全行動の要因をつくる。
- 手足の敏速さがなくなり、短いタクトのコンベア作業にもついていけない。

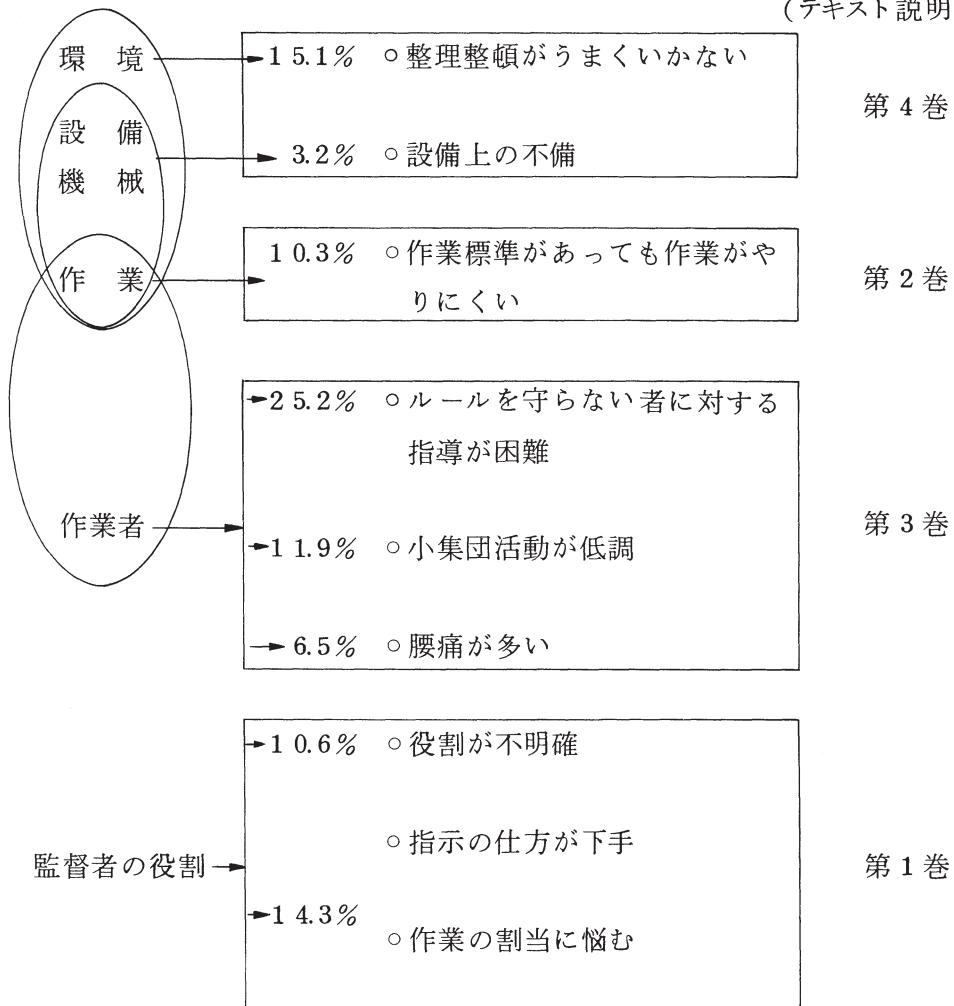
これらの要因への対応は、第2巻の作業管理、第3巻の安全衛生教育で学びます。

(3) 監督者の“悩み”（アンケート）から

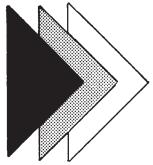
安全衛生管理を進める過程で、監督者が「悩んでいる」事項は“どのようなこと”が多いのでしょうか。これについては、東京労働基準協会連合会で行なった安全衛生教育講座の参加者352名を通じて調査した結果をもとに見てみてましょう。

その結果を設備機械・環境、作業、作業者、監督者の役割、の四つにわけてパーセント（%）を出したものが、次頁の表です。

(テキスト説明箇所)



ここに示された監督者の“悩み”は代表的なものです。それぞれの巻で、問題解決の糸口をつかめるようになっていますから、類似の“悩み”を持っている方は、説明箇所の示された巻を特によく学習してください。



第1巻を学ぶにあたって

第1巻では、監督者のあなたが、組織上の立場を理解し、安全衛生管理を進めるうえで、ぜひとも心得ておかなければならぬこと、以下のことから学びます。

- 心得ておかなければならぬこと……安全衛生管理上の役割
- やらなければならぬこと……………安全衛生業務の理解
- やるために必要な自己啓発……………監督能力の育成
- 知っておかなければならぬこと……安全衛生に関する基礎知識

これらは、安全衛生管理を進めるために必要となる基礎知識や心がまえです。なお、第2巻～第4巻では安全衛生管理を進めるうえで管理・監督者として“知っておかなければならぬ”専門的な知識を学びます。

各章の最後に「復習問題」があります。これは、各章で学習したことを整理するための演習問題です。自分の理解度を確認するためにも、ぜひ取り組んでみてください。わからない箇所については、もう一度テキストを読み返し、しっかり身に付けるようにしましょう。



もくじ

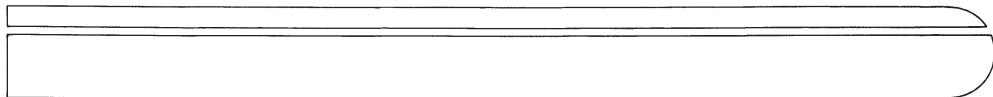
このコースのはじめに	3
第1巻を学ぶにあたって	9

第1章 最近の安全衛生管理と監督者の役割 …… 13

1-1 安全衛生管理と最近の考え方	14
——安全衛生と価値意識の変遷——	
1-2 組織上の位置づけと監督者の役割	16
——なぜ、キーマンと言われるのか——	
1-3 監督者も法的には「事業者」	21
——あなたも法的違反に対し、責任は免れない——	
復習問題	25

第2章 安全衛生管理と監督業務 …… 27

2-1 監督者が行なう安全衛生業務	28
——職務・権限・責任——	
2-2 安全衛生業務を進める監督手段	31
——P・D・S の内容を理解する——	
2-3 職場に備えておかなければならない 三つの台帳と個人カード	34
——台帳を備え、管理体制を整える——	
復習問題	39



第3章 監督能力の育成と統率の仕方 …… 41

3-1	監督者の自己啓発	42
——監督能力の育成は監督者の務め——		
3-2	部下統率の要点をつかむ	50
——部下の一人ひとりを知り、みんなの和を——		
3-3	部下への仕事の割当	52
——適正配置のポイントを知る——		
3-4	監督者の心がまえ	63
——豊かな基礎知識と問題解決能力を——		
復習問題		65

第4章 監督者が知っておくべき基礎知識 …… 67

4-1	安全衛生のための管理体制と管理活動について	68
——管理体制を整える条件とは——		
4-2	欲求理論と安全衛生活動	73
——動機づけの基礎理論を知る——		
4-3	災害度数率、強度率、年千人率について	78
——災害統計の読み方を知ろう——		
4-4	作業と環境・設備機械と作業者とのつながり	80
——レビンの法則——		
4-5	マネジメント・サイクルとマネジメントシステム	83
——労働衛生マネジメントシステムの定着をめざす——		
復習問題		88

第1章

最近の安全衛生管理と 監督者の役割

●この章のねらい●

この章では、監督者であるあなたが安全衛生管理において、組織上のキーマン（Key Man）であることを自覚してもらうとともに、事業者として、法的な安全衛生管理上の責任者であることも理解していただきます。この章の構成は以下の通りです。

1-1 安全衛生管理と最近の考え方

1-2 組織上の位置づけと監督者の役割

1-3 監督者も法的には「事業者」

1-1 安全衛生管理と最近の考え方

安全衛生と価値意識の変遷



安全衛生管理とは、職場で発生するケガや病気から作業者を守るための管理のことです。この管理は、管理・監督者に、“職場からケガ人や病人を出すまい”という強い倫理観がなければうまくいきません。

たとえば、管理・監督者の会議などで、「あのケガはA君の不注意だ」などと、職場の災害の原因を作業者のせいにするような会話がなされることがあります。しかしここで大切なことは、あのケガは管理・監督者の私たちに“何が不足していたために起こった不注意か”を解析し、一歩進めて、上司として“何をやればよいのか”を反省することです。そして、その後の管理・監督行動をいちだんと慎重に進めようとする内面的心情が必要です。こうしたことを通じてはじめて倫理観が強い監督者だと言えるのです。言いかえれば、安全衛生管理は、“人間愛”を基盤とした労働能力の管理といえるでしょう。

この“人間愛”を企業の管理理念として表現したものが、**安全第一**（Safety first）という標語です。この外来語は、いずれの事業所でも、以前から使用されてきましたが、借り物的な印象を与えたまま、タテマエ的なものに終ってしまうことが多かったといえます。それが最近、“部下にケガをさせたら大変だ”というホンネに変わってきました。

これは、倫理観的な見方に目覚めたうえ、“人の生命”に関する価値意識が変遷してきたことが大きく影響してきたのです。“部下にケガをさせる”ことは、家族、会社、社会にいろいろな形で迷惑をかけることになります。その迷惑は、たとえば次のような形で表われてきます。

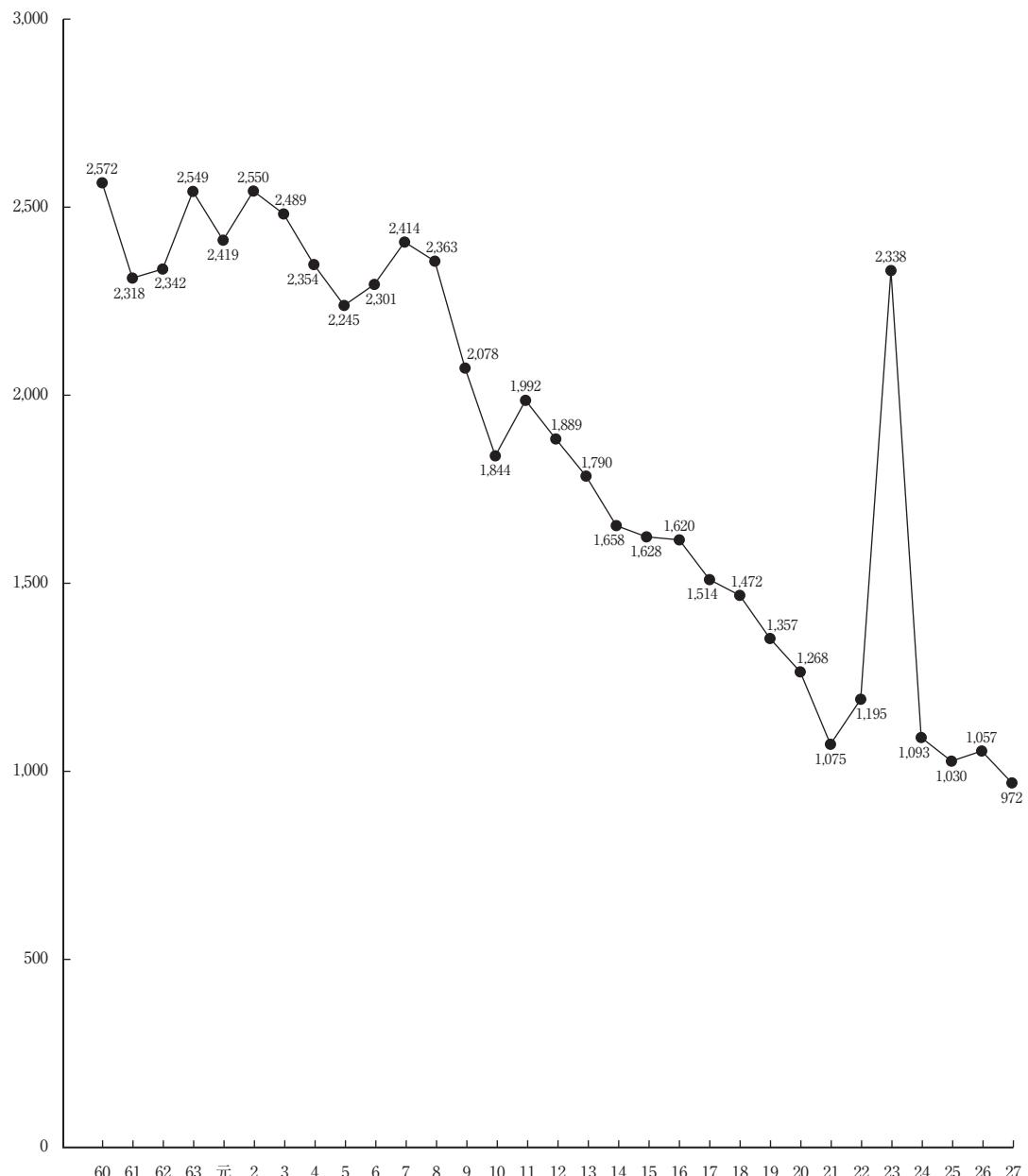
- 災害の多い企業は、管理が行き届かない企業とみなされ、受注契約すら取りにくくなってきた。
- 労災事故が起これば、労災保険の給付のみでは補償がまかなえなくなってきた。この場合、被害者から多額の損害賠償の請求を受けることになり

ます。

厚生労働省の発表によると近年労働災害による死者は減少傾向にあります。(図表-1)

もし、あなたの職場で労災事故が起きれば、作業者に対するあなたの管理・監督の適否が問われる時代になってきたことをしっかりと認識してください。

労働災害による死者数の推移（全産業）



資料出所：厚生労働省「死亡災害報告」

※平成23年分には、東日本大震災を直接の原因とする死者数1,314人含む